

福生市教育委員会会議録

平成28年第2回定例会

1 開催年月日	平成28年2月19日 (金)					
2 開始時刻	午前9時30分					
3 終了時刻	午後0時15分					
4 場所	第二棟4階 第1委員会室					
5 出席委員	教 育 長	川 越 孝	洋			
	教育長職務代理者	渡 辺 浩	行			
	委 員 幹	平 野 裕	子			
	委 員 幹	永 德 喜	昭			
	委 員 幹	藤 加 孝	子			
	委 員 幹	坂 本 和	良			
6 欠席委員	なし					
7 出席者氏名	教育部長兼生涯学習推進課長	天 野 幸	次			
	参事兼教育指導課長	石 田	周			
	教育総務課長	町 田	子			
	教育支援課長	野 崎 昌	利			
	学校給食課長	村 野 和	彦			
	スポーツ推進課長	横 倉 成	昭			
	公民館長	高 橋 邦	彦			
	図書館長	柿 田 芳	久			
	主幹	長 谷 川	也			
	指導主事	幹 林 智	之			
	指導主事	森 保 宣	亮			
8 傍聴人	1名	鈴 木 輝				

午前9時30分 開会

教 育 長 それでは、定刻でございますので、ただいまから平成28年第2回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、坂本和良委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、天野教育部長より報告を願います。

おはようございます。それでは、日程第2、教育長報告におきまして、私からは、学校教育を除く所管事務につきまして御報告いたします。本日御配付いたしました資料をご覧いただきたいと思います。1月20日に教育委員会定例会がございました。それ以降の事項につきましてこちらに一覧表にしてございます。

まず、市の出来事でございますが、2月9日と12日に市議会の会派協議がございました。教育総務課でございますが、2月16日、東京都市長村教育委員会連合会研修会が府中の自治会館で開催され、平野委員、徳永委員、加藤委員に御出席をいただいております。

学校給食課でございますが、2月10日に学校給食センター運営審議会が開催されております。審議内容は、平成28年度福生市学校給食計画、そして本日の報告事項にもございます学校給食会計の予算、防災食育センター整備計画の進捗状況につきまして審議されております。

生涯学習推進課でございます。学校支援コーディネーターミーティングが1月20日と2月18日にございました。このミーティングにつきましては、場所をこれまで市役所の中で行っておりましたが、11月から学校の会議室をお借りいたしまして、各学校を巡回するような形でコーディネーターミーティングを開催しております。1月20日は第三小学校、2月18日には第四小学校で開催いたしました。1月30日からでございますが、郷土資料室におきまして特別展示「福生市の成り立ちと人々のあゆみ」を開催しております。4月17日までの特別展示となります。

次に、スポーツ推進課でございます。1月24日、新春駅伝大会が開催されまして71チームが参加しております。2月13日には、東京都地域スポ

ーツ支援研修会がありまして、こちらはスポーツ推進委員の方々の研修会でございますけれども、武蔵野市で開催され、福生市からはスポーツ推進委員の7名が参加しております。内容は、障害者スポーツに関する内容でございました。

公民館でございますけれども、2月17日に公民館運営審議会定例会を開催しております。なお、公民館のその他の講座等の内容につきましては資料の欄外に記載してございます。

図書館でございますが、2月2日から福田岩緒原画展を中央図書館で開催しております。2月14日まで開催いたしまして、期間中に344名の方に来場いただいております。2月7日には福田岩緒トークライブを実施いたしまして37名の参加をいただいています。

私からは以上でございます。

参考兼教育指導課長

それでは、私からは学校教育関係に関する所管事務について御報告申し上げます。大きく5点ございまして、1点目は平成27年度東京都教育委員会児童・生徒表彰です。先週、13日土曜日に都庁大会議場で行われました。本市からは6名の児童・生徒が表彰を受け、東京都教育長から直接、表彰状等を賜りました。例えば福生第三小学校6年の佐々木月姫さんですが、自宅近くの新入生と手をつなぎ、毎日登校の補助を実施、下級生の安全を確認し、面倒を見ながら登校している姿が他の児童の範となつたということですが、こういったお子さんの功績について、教育長が表彰を渡すときに東京都の係の方が読んでくださるということで大変誇らしげな顔で参加されました。また、四小の石丸さん、坂本さん、中野さんの3名については東京都の小学校の表彰者の中から選ばれて、その大会議場の舞台の上で永田囃子と奈賀町囃子を5分間にわたって演じまして大喝采を浴びたということでございます。この発表については、奈賀町と永田の地域のお囃子関係者が計8名ほど参加してくださいまして、一緒に演じてくださったということで、まさに福生は子どもたちのお囃子等を大人が育んでいるというのが参会の方に伝わったと考えております。

続きまして、コミュニティ・スクール説明会でございますが、1月13日土曜日に第四小学校で開催し、100名以上の方の参加を得ました。コミュニティ・スクールの理解が進んだということで、アンケート結果を見ますと好評だったことがわかります。引き続き、告知、御紹介を市民の皆様にしていこうと考えております。

続きまして、(3)未来を拓くふっさつ子学習発表会でございます。こ

れは、1月30日土曜日に市民会館の大ホールをお借りしましたが、648名の参加者がおりまして、大変盛況のうちに、初めての会でございましたが、実施することができました。こちらにお示ししたとおり、いじめ防止標語の表彰を川越教育長からしていただきて、その後いじめ防止サミット、英語の発表会、そして有村久春教授の講評と4部構成でしたが、4時半まで本当に密度が濃かったのですが、皆様大変楽しんで帰ってくださったということがわかりました。

なお、こちらにお示ししている平成27年度いじめを許さないまちふっさつ子宣言は子どもたち自身がつくった言葉を最後に子どもたちが発表したのですが、教育委員会表彰を受けた書道が得意な福生二中の生徒がおりまして、その生徒さんにこれを書いていただきて印刷して各学校に配って、ふっさつ子宣言として取り扱っていじめ防止に使っていこうということを長谷川主幹が今計画しております。

続きまして、(4)各学校の状況でございます。2つありますと、スキーチャンプ、雪国教室でございますが、お示ししたとおり、最後の学校まで全て無事に終了してございます。

続きまして、インフルエンザによる臨時休業措置でございますが、1月25日以降、2月16日までは延べ18学級なのですが、昨日また新たに福生第四小学校第3学年に学級閉鎖がありまして、今現在延べ19学級、全ての学校で今年度は学級閉鎖がありました。ちなみに昨年度は1校だけだったということなので、今年は本当に流行が激しいということでございます。

その他の報告でございますが、お示ししておりますとおり、福生市の学校の展覧会、学力向上拠点校の発表の福生第五小学校、市の奨励校、福生第七小学校、そして今週水曜日、17日に行われた福教研の研究発表会と全てつつがなく終わってございます。

なお、昨日の2月17日水曜日に研究発表会がありました、先生方に頑張って発表していただきて、熱が入って予定の時刻を過ぎてしまいまして、私の講評の途中で時間がないので割愛ということでお話をしまして、各学校ではその講評原稿があるのですが、御参加いただいた先生方には学校に送ったものと同じものを、大変失礼でございますがお手元に置かせていただきましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今後の予定ですが、27年度の卒業式が3月18日中学校、3月25日小学校で行われる予定でございますので、御参會いただける方、祝辞を述べていただく、告示を述べていただく方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1点追加ですが、町田市で2月17日水曜日に大きな交通事故がありまして、大変痛ましい結果になってしまいました。東京都教育委員会から本日、交通安全通知がきておりまして、私どもも昨日の段階から通知を用意してございまして、都教委の通知を待っていた形なのですが、指導主事が午前中、各学校に通知を発出いたします。その内容については、町田市教委等と連携しまして、お子さんが横断歩道に走り込むような報道が一部あったようなのですが、そういうことは全くなく、お子さんは通常に歩いて、青の信号の横断歩道に入ったので、このお子さんは全く瑕疵がない状況でございます。そこで、今回のポイントとしましては、横断歩道を青信号で渡るときも、常に進入してくる、横切ってくる車がないか左右をもう一度確認して車が確実に止まってから、自分を守るために渡りましょうという指導を安全教育、登下校指導ということで、ただいまから各学校の校長先生方にお渡しして、本日中に全学校でこの指導をお願いしようと思っております。

報告は以上でございます。

教 育 長
渡 辺 委 員
参事兼教育指導課長

以上、報告は終わりました。質問がありましたら、お願いいいたします。質問ではないのですが、中学生東京都駅伝の報告をお願いします。大変申し訳ありませんでした。委員の皆様の多くに応援いただきまして、2月8日日曜日、味の素スタジアムで東京駅伝は無事に終わりました。今年度、女子は47位、男子は初めて30番台で39位、無事にけがもなく、子どもたちも満足して参加してまいりました。なお、女子は練習したときのタイムよりもいいタイムが出せたということで、子どもたちを先生方は褒めてくださっておりました。

以上でございます。

教 育 長

委員の皆様、応援いただきましてありがとうございます。

それから、補足ですけれども、東京都の教職員表彰も2月12日に行われております。以前に報告しておりますように、猿田校長、それから二中の渡部主幹、それから五小のタブレットの家庭学習の研究等が表彰をされております。五小は団体で受け取るということで、福生の誇らしい場面をまた見させていただいて、私も同席をさせていただきました。報告に加えさせていただきます。

何か御意見、質問等ございますか。

平 野 委 員

1月30日に開かれました、未来を拓くふっさっ子学習発表会のことなのですけれども、今回会場が広くなつて観客がたくさん入れるということ

で、より多くの方に御通知いただきて、その効果もあって670名と、本当に多くの方に来ていただきてよかったですと私も思っております。子どもたちの発表する態度であったり、話し方であったり、福生の子どもを誇らしく思う場面がたくさんありました。その中で先日、八王子の少年センターの係長とお会いすることがあったのですけれども、そちらにも御案内いただいたということで、係長と課長が来てくださったようです。それで、普段はどちらかといつたら、指導を必要とするお子さんばかりの付き合いが多かったので、今回この発表を見せていただきて、子どもたちというのはこんなにすばらしいのかということですごく感動したとおっしゃっていました。子どもたちの発表、また英語教育を通して福生の子どもたちに対する印象、福生市に対する印象が随分変わった、とても気持ちがよい会だったというふうなことをお話しされておりましたので、御報告させていただきます。

教 育 長 ありがとうございます。励みになる言葉でございます。
何かほかにございますか。

徳 永 委 員 私の友人が3人来てくれまして、もう子育ては終わってしまっている世代であるのですけれども、事前に声をかけたら非常に興味を持って来てくれました。そういうところにまで徹底したかなということです。それが多くの参加を呼ぶことができたかなということと、あとは今平野さんが言ってくれたことなので繰り返しませんけれども、改めて企画、指導、運営に当たった担当者の方に感謝したいと思います。お疲れさまでした。

それからもう一点質問ですけれども、社会教育委員の会議の渡辺委員がこの間お亡くなりになって、その後任といいますか、その後の体制はどういうふうになるのでしょうか。

社会教育委員の会議は10名の定員ですが、渡辺議長が残念にもお亡くなりになられて、現在空席になっております。渡辺委員はボーイスカウト・ガールスカウト連合育成会からの推薦ということで委員に就かれておりましたので、連合育成会に後任者の推薦についてお願ひをしておりまして、今人選中でございます。4月からは10人の体制になろうかと思っております。

以上でございます。

教 育 長 4月からの年度当初に間に合うように任命をしたいと思っております。
ほかにございますか。
よろしいでしょうか。それでは教育長報告を終わらせていただきます。

次に、日程第3、議案第4と日程第4、議案第5号は、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例と同じ条例の改正についての意見聴取でございますが、市議会において別の議案としておりますので、意見聴取も別となっております。

まず、日程第3、議案第4号について教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長　　日程第3、議案第4号の提案理由並びに内容の御説明をさせていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。また、この議案第4号から議案第11号までの提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙写しの資料のとおり意見を求められたので本議案を提出するものでございます。議案第11号までの説明の中で提案理由につきましては、省略をさせていただきたいと存じます。また、議案第4号の御説明に入る前に、諸聴取の御説明をさせていただきます。本日の議事日程は市議会に上程する議案の順で編成させていただいております。議案それぞれが関係いたしておりますため前後しての説明となる場合がございますので、御了承いただきたいと存じます。

まず、意見聴取の対象となっておりませんが、福生市的一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の議案が3月市議会に上程されます。この改正の内容は、福生市の給与は、東京都に準拠しておりますが、東京都の給与改定に準じて民間給与の較差対象として給与の改定では0.1%引き上げ、期末勤勉手当は年間の支給額を4.2カ月から4.3カ月へ、0.1カ月分の引き上げを、この条例改正をいたします。

条例改正がこの時期となった理由でございますが、国においては、平成27年12月4日に人事院勧告どおり実施する閣議決定がされ、28年1月4日招集の通常国会で改正給与法が上程され、1月20日に可決、成立しました。この動向を注視しながら3月市議会においての条例改正となっております。議案第5号と同じ条例の改正となります。市議会におきましても別々の議案となりますため、教育委員会への意見聴取も別となっております。これは、改正内容が異なり、議案第4号は総務文教委員会に付託して審議され、3月29日本会議最終日に議決をいただきます。議案第5号は、市議会本会議3月4日に即決で議決をいただきたいため、議案を分けているものでございます。また、この議案第4号、議案第5号の一般職の任期付職員採用は教育業務となっておりますため、市長から教育委員会に対し意見聴

取がございました。

それでは、議案第4号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についての内容の御説明を申し上げます。資料7ページをお開きいただきたいと存じます。

市議会への提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する規定を整備したいので改正するものです。9ページの新旧対照表をお開きください。第1条中の規定で第24条第6項を第24条第5項に改めます。これは、地方公務員法第24条、給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準を規定しているもので、第24条第1項は職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないとしておりまして、第2項では前項の規定の趣旨はできるだけ速やかに達成されなければならないとした規定が削除となりますため、項番が繰り上がり、第6項の規定、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるとした規定が第5項となるものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。今説明のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委 員 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり同意することいたします。

次に、日程第4、議案第5号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第4、議案第5号、ページは11ページとなります。福生市一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、改正内容を御説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。市議会への提案理由でございますが、東京都の給与改定に準じて、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、平成27年12月期の期末手当の支給割合の特例を定めたいため

改正するものでございまして、一般職の給与改定に伴い、任期付職員の期末手当の支給月額を改定するもので、こちらは17ページをお願いしたいと存じます。第5条第1項で期末手当の支給月数を、6月期は100分の135から100分の137.5に、12月期は100分の150から100分の152.5へ改正するものです。

次に、改正の附則第3項で平成27年12月の期末手当の支給は第5条第1項の規定にかかわらず、100分の155とする旨を規定しております。16ページの附則で施行期日を規定しております、期末手当の支給は平成27年12月1日に適用となるように規定をしております。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容の説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでございますか。新旧対照表で大体おわかりいただけるかと思いますが。このような形で改定させていただければと思います。

質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり同意することいたします。

次に、日程第5、議案第6号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第5、議案第6号、資料は19ページからとなります。福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、内容を御説明申し上げます。

資料23ページをお願いいたします。議会への提案理由でございますが、行政不服審査会委員等新たに加えるとともに、男女共同参画審議会委員等削除するほか、報酬の額を改定したいので本条例を改正する必要があるためございます。31ページからの新旧対照表で教育に関する部分につきまして御説明させていただきます。

まず、報酬額の改定といたしましては、教育委員会委員報酬の改定で、改定の考え方は、多摩26市中で人口10万人未満の市は9市ございますが、

福生市を除く8市の平均額と福生市の報酬額との差額分を引き上げ、7万5,000円を8万4,000円に増額いたすものでございます。

次に、区分の追加といたしまして、32ページの学校運営協議会委員、月額1,500円を追加いたします。この報酬額は、他市の報酬額を参考に算出しております。

次に、33ページ、下段の学校給食センター、栄養士嘱託員、時間額1,510円を追加いたします。この報酬額は、現行の栄養士パートの時給1,420円に事務パートとの事務嘱託員のおおよその差額90円を加算したものでございます。

次に、区分の統合といたしまして、33ページ、現行の欄の学校用務嘱託員を、32ページ下段の現行の清掃用務嘱託員と統合し、用務嘱託員といたします。なお、報酬額の改定はございません。

最後に、平成28年4月1日から施行となります。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教育長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

平野委員 23ページに男女共同参画審議会委員を削除ということは、この審議会がなくなるということでしょうか。

教育総務課長 男女共同参画審議会委員の報酬につきましては、男女共同参画の計画づくりを今年しております、その計画策定が終了されたことに伴いまして、この委員の削除をさせていただくこととなっております。

平野委員 それは、大体計画的に決まっていたことだったのですか。

教育総務課長 計画を策定するに当たりまして、その会が設けられましたので、計画的なところでの廃止となります。

教育長 よろしいですか。

平野委員 はい、ありがとうございます。

教育長 ほかにございますか。

よろしいですか。それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第7号、福生市長等の給与に関する条例の一部を

改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

内容説明をお願いします。

教育総務課長　日程第6、議案第7号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明させていただきます。議案書は35ページとなります。続きまして、39ページをお願いしたいと存じます。議会への提案理由でございますが、市長、副市長、教育長に支給する期末手当の支給割合を改定するとともに、平成27年12月期に支給する期末手当の支給割合の特例を定めたいため改正するものでございます。

資料の41ページをお願いいたします。議案第4号の冒頭で御説明をさせていただきました一般職の給与改定に伴い、市長等の期末手当の支給月数を改定するもので、第4条第3項で期末手当の支給月数を6月期は100分の202.5から、100分の207.5へ、12月期を100分の217.5から100分の222.5へ改正しようとするものでございます。

次に、制定附則7項で平成27年12月の期末手当の支給は第4条第3項の規定の適用については、条項中100分の222.5とあるのを100分の227.5とする旨の規定をしております。

40ページの附則では、施行期日を規定しております、期末手当の支給につきましては、平成27年12月1日に適用となるように規定をしております。

説明は以上でございます。原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教育長　内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願ひいたします。
よろしいですね。それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり同意することいたします。

次に、日程第7、議案第8号、福生市長等及び福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長、内容の説明をお願いします。

教育総務課長　それでは、議案第8号、福生市長等及び福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例に対する意見聴取について御説明申し上げます。

47ページをお願いいたします。こちら条例改正の提案理由でございます

が、平成28年度に限り福生市長等の手当及び管理職の給与に関する減額措置を講ずる必要があるので、本条例を制定するものでございまして、三役及び管理職の給与の見直しを平成28年度に実施しようとするものでございます。

まず、福生市長等給与条例と一般職の給与条例がございますが、新たにこの条例を制定し、給与の減額措置を行うものでございます。

48ページをお願いいたします。第1条ではこの条例の趣旨で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間において福生市長等の給与に関する条例、福生市的一般職の給与に関する条例の特例を定めるものとするとしております。第2条は、市長、副市長、教育長の手当の特例を定めており、年間の期末手当の支給額から100分の3.5を減じることを定めております。第3条は、一般職の職員の給与の特例を定めており、行政職給料表の4級を適用している課長職は給料月額から100分の4.9、5級を適用している部長職は給料月額から100分の7.2を減じることを定めております。第2項は、育児休暇等の休職者に係る給与の減額を規定しているものでございます。第3項は、欠勤等で職員が勤務しなかったことによる給与の減額に関する規定をしているもので、第4条は、端数処理の方法を定めており、1円未満の端数が生じるとき、これを切り捨てるなどを定めております。

次に、附則でございますが、附則1は施行期日を定めたもので、附則2は、平成28年度までの特例期間で効力を失いますが、関連する事項については、影響があるという規定でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいいたします。

徳 永 委 員 提案理由がよくわからないのです。減額措置を講じる必要がある理由とは何ですか。

教育総務課長 この減額理由でございますが、少し御説明させていただきます。平成26年度の人事院勧告におきまして給与の総合的見直しが勧告されました。東京都においては、国の勧告を受け、東京都人事委員会勧告に沿い、給与の総合的な見直しを実施しております。福生市におきましても、東京都の勧告の趣旨を踏まえて実施したところでございますが、東京都からは改定内容が不十分であり、追加的な補完措置を講じるよう指導、助言をされたところでございます。このため、平成28年度に限り管理職員の給与の減額及

び職員との均衡を図るために市長等におきます手当を減額する措置を実施したいため、条例の制定をいたそうとするものでございます。

以上でございます。

教 育 長 よろしいですか。

徳 永 委 員 はい。

教 育 長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑はないようでございますので、終わらせていただきます。

お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案第9号、平成27年度福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案書は51ページからとなります。日程第8、議案第9号、福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について御説明申し上げます。

これまで御議決をいただきました議案第4号、5号、7号での条例改正によります給与、期末手当の支給額の改定と、福生市の一般職職員の給与に関する条例の一部改正の議案が3月市議会に上程されます。この改正により職員人件費を増額補正するものでございます。

58ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの契約並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしておりまして、60ページが第1表となります。補正額の増額分は61ページの予備費と調整を行いますため、補正後の歳出合計は変わりはございません。

65ページをお願いいたします。第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費は、教育長、部長並びに教育総務課、教育指導課、教育支援課の22名分の職員人件費で約149万7,000円の増額でございます。

66ページをお願いいたします。第2項小学校費、第1目学校管理費は、学校用務員2名分で10万6,000円の増額でございます。

67ページをお願いいたします。第2項中学校費、第1目学校管理費の学校用務員で1名分6万2,000円の増額でございます。

68ページをお願いいたします。第4項学校給食費、第1目学校給食費は、学校給食課の16名分で75万7,000円の増額でございます。

次に、69ページをお願いいたします。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は、生涯学習推進課の7名分で36万7,000円の増額でございます。第4目公民館費は、公民館職員10名分で46万7,000円の増額でございます。第5目図書館費は、図書館職員18名分で、85万9,000円の増額でございます。

70ページをお願いいたします。第6項保健体育費、第1目保健体育総務費は、スポーツ推進課職員のうち3名分で15万2,000円の増額でございます。第4目体育館費は2名分で9万6,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。各課に分かれておりますが、要するに一括して職員の給与改定をいたそうとするものでございます。

お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり同意することいたします。

次に、日程第9、議案第10号、平成27年度福生市一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の71ページをお願いいたします。日程第9、議案第10号、平成27年度福生市一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について御説明申し上げます。

続きまして、資料78ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,891万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242億5,059万8,000円と定めるもので、第2項では歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、資料79ページと80ページにございますが、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。第2条、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、そちらの第2表の繰越明許

費によるとしております。教育に関する補正予算は、85ページ、この後となります。第10款教育費、第5項社会教育費、第3目市民会館費の説明欄の2、自動火災報知設備等更新事業費で198万4,000円を増額するものでございます。内容につきましては、公民館長のほうから御説明をさせていただきます。

公民館長 それでは、ただいまの198万4,000円の御説明でございますが、これは市民会館の自動火災報知機の更新工事に伴う休館期間で本来あるべき会館使用料収入が見込めなくなるためその減額分を指定管理者に対し補填するための補償料でございます。

以上でございます。

教育総務課長 説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教育長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。
これもよろしいでしょうか。市民会館工事に伴う指定管理者の補償ということでございます。

ないようでしたら、質疑を終わらせていただきます。

お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり同意することいたします。

次に、日程第10、議案第11号、平成28年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育部長より内容の説明をお願いします。

それでは、議案第11号、平成28年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の写しにつきましては、91ページ以降に添付してございますが、非常にボリュームもございますので、大変恐縮でございますが、資料を作成いたしましたので、その資料によりまして内容を御説明させていただきたいと存じます。

議案第11号資料2をごらんいただきたいと思います。

まず、1の予算規模でございます。一般会計につきましては、平成28年度予算額248億8,000万円、前年度と比較いたしまして21億3,000万円の増、

率で9.4%の増でございます。そのうち教育費につきましては、27億8,765万円7,000円で、一般会計全体に占める割合は11.2%、前年度との比較では7,461万3,000円、率にしますと2.8%の増でございます。なお、教育費を学校教育関係と社会教育関係に分けますと、学校教育関係が18億1,519万1,000円で、教育費の中での構成費は65.1%、社会教育関係が9億7,246万6,000円で、構成費は34.9%でございます。

次に、2の大規模事業でございますが、1億円以上の建設事業をここに記載してございます。もくせい会館建設事業、防災食育センター整備費など、予算額が大きく増となったことが一般会計全体での増額となっております。

次に、3の教育費における前年度と比較し、増減額の大きな事業でございますが、27年度に実施しております第三中学校便所改良事業が事業を終了いたしましたこと、また青少年海外派遣事業が休止になったことにより、減額がございますけれども、こちらにございます英語教育推進事業、新扶桑会館整備事業、武蔵野台テニスコート照明灯改良工事などの予算額が増となったことによりまして、教育費全体で増となっております。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。こちらには歳入のうち教育関係の主なものを記載させていただきました。予算科目、主管課、予算額、説明の順に記載をし、そして一番右側の列に資料を添付いたしました予算書の写しのページを記載しております。予算額につきましては、上段が28年度の予算額、下の数字が前年度対比の増減額と増減率でございます。それぞれ順に御説明をさせていただきます。

まず、No.1の4目教育使用料につきましては、予算額4,031万7,000円で、前年度比87万1,000円、2.2%の増でございます。説明欄をごらんいただきますと、公民館使用料から体育館使用料まで主なものを内訳として記載してございますが、括弧内の数字につきましては、前年度との比較額でございます。いずれも利用者数の実績等から推計をいたしまして算定をしたものでございます。

次に、No.2の6目教育費国庫補助金につきましては、前年度比で1,037万6,000円、88.7%の減でございますが、これは新扶桑会館整備事業補助金の皆増がありますものの、体育館非構造部材落下防止対策事業補助金、第三中学校便所改良事業補助金の皆減などから、目全体で減額となっております。

次に、No.3の1目総務費都補助金の1節市町村総合交付金でございま

ですが、この交付金は多摩地区の市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図る目的で交付されるものでございまして、市全体では10億円で前年度と同様の額でございます。この交付金を財源といたしまして、教育費では説明欄にございます諸事業に充当をしております。教育費における充当額の合計は1億3,985万1,000円となっております。

次に、No. 4 の 7 目教育費都補助金でございますが、前年度比で4,802万7,000円、60.9%の減でございます。減の要因といたしますと、公立学校水飲栓直結給水化モデル事業補助金が今年度全小・中学校での直結給水が完了しましたことから皆減となりまして、また体育館非構造部材落下防止対策事業補助金につきましては、補助金の交付が平成25年度から3年間限定でありましたことから皆減となりまして、全体的に減となっております。

次に、No. 5 の 5 目教育費委託金につきましては、前年度比1,475万7,000円の増となっております。これは、説明欄にございますように、学力ステップアップ推進地域指定事業委託金の皆増などによるものでございます。

次に、No. 6 の 1 目雑入ではスポーツ振興宝くじ助成金の皆増、そして次のページのNo. 7、市債の2目消防費は防災食育センター整備事業債が皆増でございまして、防災食育センター整備事業について市債を確保し、2億9,000万円を財源といたそうとするものでございます。また、小・中学校体育館非構造部材落下防止対策事業債につきましては、皆減となっております。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。こちらは、歳出の主要事業の一覧でございます。

教育関係の主な事業を予算書写しのページに沿って記載をさせていただきました。事業名、主管課、事業費、事業概要の順で記載しておりますが、こちらにつきましては既にお示しをいたしておりますので、大変恐縮でございますが、御確認をお願いいたします。説明につきましては、新規と改善、従前のレベルアップでございますが、その事業を中心に何点か申し上げます。

まず、第1項の教育総務費でございますが、No. 6、コミュニティ・スクール運営事業は、平成28年4月に第四小学校をコミュニティ・スクールに指定いたしましたが、コミュニティ・スクールの運営に関する経費となっておりまして、内容は学校運営協議会委員報酬、コーディネーター謝礼等でございます。

次に、No. 6、英語教育推進事業は、ALT、外国人指導助手を中学校全校に常駐させるとともに、各小学校にも随時巡回をさせ国際理解に関する学習の機会を増やし、さらに実用英語検定を中学校3年生全員に3級、小学校6年生の希望者に5級を公費による受験を実施しようとするものでございます。

次に、第2項小学校費でございますが、No. 2、特別支援教室設置事業は、東京都が示した特別支援教室導入のスケジュールに基づきまして、平成29年度に特別支援教室の開設を予定する小学校5校において備品等の調達など施設整備を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。No. 3の言語障害通級指導学級設置事業は、平成28年4月に第七小学校に開設いたします言語障害通級指導学級における備品等の購入経費でございます。

次に、第3項中学校費でございますが、まずNo. 1の中学校日本語学級設置事業は、第二中学校に設置いたします日本語学級の備品等の調達など施設整備を行うものでございます。

次に、No. 2の第一中学校校庭改良事業は、第一中学校の校庭の排水性の悪化と不陸を解消するための改良工事に伴うもので設計委託の経費になります。

次に、No. 5でございますが、中学校給食用設備整備事業は、中学校給食の開始に当たりまして、各中学校に給食配膳用昇降設備等を設置、整備するものでございます。

次に、第4項学校給食費でございます。No. 1は、中学校給食及び食物アレルギー対応給食に対応できる給食献立管理システムの更新を行うものでございます。No. 2は、給食費管理システムの保守委託と中学校給食の開始に合わせシステムの改良を行うものでございます。No. 3につきましては、給食費管理システム口座振替伝送化委託料は、給食費口座振替のデータを金融機関への受け渡しを現行のフロッピーディスクから回線による伝送方式、つまり銀行とのオンライン化をするシステムの改良を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。第5項社会教育費でございますが、まずNo. 3の新扶桑会館整備事業は、福生消防署の建てかえ工事に伴いまして、新たな扶桑会館を新築するための経費でございまして、内容は主に設計委託料となっております。

No. 12でございますが、地域資料電子化委託は、図書館における地域資

料の保存と公開を目的にデジタル化を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。第6項保健体育費でございますが、No.8、武蔵野台テニスコート照明灯改良工事は、設置から30年以上が経過いたしまして老朽化が進んでいる武蔵野台テニスコートの照明灯の柱の交換工事と照明のLED化を行うものの改良でございます。

以上、大変雑駁でございますが、平成28年度当初予算、教育費の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願ひいたします。

平 野 委 員 第1項教育総務費の3番、オリンピック、パラリンピック教育推進校事業なのですけれども、ここでは7校ということで、小学校5校、中学校2校で7校と書いてあります。今年度から全校ということではなかったでしょうか。違いましたか。

主 幹 平成28年度は全校ということになっておりますが、残り3校については補正で実施することになりますので、それで全校実施させていただきます。

平 野 委 員 はい、わかりました。

教 育 長 よろしいですか。ほかにございますか。

よろしいでしょうか。それでは、ないようでしたら質疑を終わります。
お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり同意することいたします。

次に、日程第11、議案第12号、福生市立学校学校運営協議会規則の制定についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いします。

主 幹 福生市立学校学校運営協議会規則の制定について御説明をさせていただきます。

平成28年4月に福生第四小学校をコミュニティ・スクールに指定するに当たり、福生第四小学校に学校運営協議会を設置いたします。その学校運営協議会の設置に当たり、本規則を定めるものでございます。本規則の内容につきましては、本規則の組織、それから委員、そして会議の運営等について規定しております。例規審議会から第1回目の会議の招集はどこがするのかという質問をいただきまして、その部分に関してのみ附則の2

として、この規則施行後、最初の会議については第11条第1項の規定に関わらず、指定学校の校長が招集し、かつ会議の議長となるという一文を加えさせていただいております。本定例会で御承認いただいた後は、東京都教育委員会のほうに正式に申請を行いまして、申請が受理された後、4月1日からコミュニティ・スクールとして移行するという予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願ひいたします。

平 野 委 員 私自身混乱しているところがありますので、お伺いします。コーディネーターの件なのですけれども、このコミュニティ・スクールのコーディネーターのほかに学校支援コーディネーターの方がいらっしゃいますね。その方との関係はどのようになるのでしょうか。

主 幹 社会教育のほうであります学校支援地域組織の学校支援コーディネーターと、ここで規定されておりますコミュニティ・スクールコーディネーターとは基本的には別のものでございます。ただ、このコミュニティ・スクールコーディネーターの1名がこの学校支援コーディネーターを兼務することによって、その運営が円滑にいくものであると考えておりますが、ただ基本的には別のものでございます。

教 育 長 よろしいですか。

平 野 委 員 はい。わかりました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。説明会等も開いております。

それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第12号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決することいたします。

次に、日程第12、議案第13号、福生市学校給食センター栄養士嘱託員設置規則の制定についてを議題といたします。学校給食課長より内容の説明をお願いします。

学校給食課長 それでは、私から日程第12、議案第13号、福生市学校給食センター栄養士嘱託員設置規則の制定について、提案理由並びにその内容について御説明いたします。

議案書は171ページでございます。初めに提案理由でございますが、防災食育センター（災害時対応施設）の開設に当たりまして、円滑に学校給食を提供できるよう栄養等に関する業務を担う栄養士嘱託員を設置したいため本規則を制定するものでございます。

173ページをお願いいたします。規則の内容でございます。第1条でございますが、学校給食センターにおける栄養等に関する業務を実施するため、栄養士嘱託員を設置するものでございます。第2条では、栄養士嘱託員を非常勤特別職と定めてございます。第3条は、学校給食に関する衛生管理及び栄養管理業務等を行うこと、としてございます。第4条は、勤務日を週5日以内、一月124時間以内と定めてございます。第5条は任用についてでございまして、第1項に栄養士の資格を有する者としてございます。174ページをお願いいたします。第6条は、服務や休暇等につきまして、福生市教育委員会嘱託職員の設置及び任用等に関する規則の第5条から第8条、第10条から第16条までの規定を準用するものとして規定してございます。第7条は委任事項についてでございまして、この規則に定めがない事項につきましては、教育長が別に定めるとしてございます。

次に、附則でございます。この規則は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。なお、設置に伴いまして、新たに報酬を設定いたします。3月の第1回福生市議会定例会にて福生市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議案として提案することとなりますことから、本日の教育委員会定例会において意見聴取の議案となっております。また、選考につきましては、2月23日に実施する予定でございます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決することいたします。

次に、日程第13、議案第14号、福生市教育振興基本計画実施計画（平成28年度～30年度）の策定についてを議題といたします。教育総務課長より

内容の説明をお願いします。

教育総務課長　　日程第13、議案第14号、福生市教育振興基本計画実施計画（平成28年度～30年度）の策定について、提案理由並びに内容の御説明をさせていただきます。

資料は175ページとなります。提案理由でございますが、福生市教育振興基本計画[修正後期]に基づき、各施策を計画的に推進できるよう平成28年度から3年間の実施計画を策定する必要があるため提案するものでございます。また、計画書は別冊となっております。そちらもご覧いただきたいと存じます。お忙しい中、御意見をいただきましてありがとうございました。それでは、内容につきまして御説明させていただきます。

別冊議案第14号資料の実施計画書をご覧ください。実施計画書の1ページをお願いいたします。ここでは実施計画の基本的な考え方を記載してございます。（1）では策定の目的、（2）は性格で、具体的に平成28年度から3カ年で実施する事業や取り組みの計画を示し、毎年翌年度の事務の点検評価を行うため、施策の成果を図る指標を設定しており、また、社会経済状況の変化や教育行政全体の新たな課題に対応するため、毎年度見直しを行います。（3）では実施計画の位置づけの図がございますが、長期計画である教育振興基本計画[修正後期]に基づく短期計画でございまして、事業はP D C Aサイクルで推進していくこと、（4）は計画期間等で平成28年度から30年度までの3年間とし、毎年度改定するものであることを記載しております。

次の2ページ、3ページには教育振興基本計画[修正後期]で示しました4つの基本方針ごとの推進事業の体系、また5ページから46ページまでが基本方針ごとの推進事業実施計画の一覧表となります。新規事業につきましては、事業名のところにⒶと、また改善事業につきましてはⒷと表示をしております。年度別計画の欄には平成28年度一般会計予算案に計上しております予算額等を記載しております。基本方針1では107事業、基本方針2では63事業、基本方針3では同じく63事業、基本方針4では31事業で、全部で264事業を掲載しております。基本方針ごとの最終ページには施策の成果を図る指標を掲載しております。

最後に47ページに福生市教育委員会の教育目標、48ページに教育目標を達成するための基本方針を掲載しております。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願ひいたします。
いかがでしょうか。

坂 本 委 員 評価を毎年やることになっていると思うのですけれども、その際、指標に基づいて評価されたということですね。これまでの話の中で、この指標が適切だったかどうかというのもあわせて話をされたと思うのですけれども、今回何か変えた部分というのはありますか。

教育総務課長 今回、指標の決定につきましては、新たに見直しをさせていただきまして、基本方針1のところ、20ページとなりますが、修正、見直しをさせていただいたところでは基礎学力の定着の指標を入れさせていただいております。具体的なところでは全国学力・学習状況調査における全国平均達成率、現状では算数Aが58.8、数学Aでは41.9としたものを目標値では全国平均達成率を前年度より上回るですか具体的な数値を入れまして見直しに努めたところでございます。

そのほかにつきましても、不登校出現率の欄でございますが、平均出現率4.4%が現状でございますが、目標値は全国平均を下回るというような、このような目標設定とさせていただいております。

そのほかにつきましても、全体的なところでより具体的な数値が出せるよう努めて見直しを図ったところでございますが、指標の設定につきましては難しいところもございまして、現状ではこのような設定とさせていただきました。

以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。幾つか新たに次年度から取り組む施策を目標値として挙げさせていただいたり、事務局の目標値を新たにつけ加えたものもございます。ほかにございますか。

平 野 委 員 私もいろいろと質問とか意見とか出させていただきました。その中で回答をいただいておりますけれども、例えば40ページのこの茶室の稼働率について、その目標値が現状よりも低くなっている理由がわからなかつたので御質問しましたら、火災報知機設置工事による1ヶ月の休館によるためのものとの回答がありました。しかし、これだけではそれが見えてきませんよね。それでも、あえてこの茶室の稼働率を目標に挙げるのかどうかとか、もう少しほかに指標、目標値を上げて成果を上げられる取組というのはなかったのかなと思いました。目標値として数字だけ挙げても誤解されたり、理解できないところも数カ所あったような気がいたします。そこを今後注意していただけたらいいなと思います。

- 公民館長 ただいま御指摘をいただきました茶室の稼働率に関しては、ほぼフル稼働をしておりまして、その中で来年度工事が予定されているので減になったわけですが、そこについても何か加えて補足説明とかありましたら、検討させていただきます。記載の仕方等の検討させていただきます。
- 坂本委員 これは率だから、その休館日を除いて計算したほうがいいのではないかと思います。そうすれば、昨年は上回る数字になるだろうと思います。
- 公民館長 はい。では、それも含めまして検討させていただきます。
- 教育長 ほかにいかがでございましょうか。
- よろしいですか。ないようでしたら、質疑を終わります。
- お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 教育長 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決することといたします。
- 次に、日程第14、議案第15号、福生市立学校ＩＣＴ推進計画の策定についてを議題といたします。教育支援課長より内容の説明をお願いします。
- 教育支援課長 それでは、日程第14、議案第15号、福生市立学校ＩＣＴ推進計画の策定について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。
- 177ページになります。まず、提案理由でございますが、福生市立学校のＩＣＴを計画的に導入できるよう福生市立学校ＩＣＴ推進計画を作成し本議案を提出するものです。内容につきましては、別冊の議案第15号資料をご覧いただきたいと存じます。
- 内容は、福生市立学校において「教育の情報化ビジョン」に掲げるＩＣＴ環境整備を効果的に推進するため行政計画と同様に教育委員会としての方針を明示し、それに即した事業計画を策定し、効果的、効率的に事業展開をする必要があります。福生市教育振興基本計画及び推進プランにも学校におけるＩＣＴ環境の整備について謳われていますが、発生時期や具体的な推進手段、規模、配備すべき機器の選定、調達の指針等について言及されていませんでした。このため、目的を明確化した総合的な計画と調達を実施することで、セキュリティの強化、業務効率、費用の適正化、課題解決などの効果がされること、また、計画に基づきＩＣＴ環境整備を進めることで効果的、効率的なＩＣＴ教育環境を構築することが可能となり、授業の質を高め、児童・生徒の学力の向上につながることが期待されるところから、福生市立学校ＩＣＴ推進計画を作成するものです。

この学校ＩＣＴ推進計画策定に当たり、福生市教育委員会教育部参事を策定委員長に、教育総務課、教育指導課、教育支援課、教育委員会指導主事、企画財政部情報システム課、都市建設部施設課、小学校、中学校長の各代表、学校情報教育推進委員会委員長、小学校、中学校の各教務主任により組織され、4回の策定委員会を開催させていただき、さまざまな御意見をいただき作成しました。また、本計画は学校の管理職を含む全ての教員を対象としたとして、アンケート調査を実施いたしました。そして、実施したアンケート調査の回答をもとに管理職とヒアリングを行い、平成28年度から平成32年度までの5カ年の計画で、効果的、効率的な事業展開ができるようまとめさせていただいたものでございます。

本計画は、第1章、第2章、第3章、資料編の構成となっています。

それでは、第1章から御説明をします。福生市教育振興計画に基づき、子どもたちの「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」を基礎とする「生きる力」を育み、人間性豊かに成長することを願い、魅力ある学校づくりを推進します。

平成25年6月にふっさつ子未来会議を設置し、提言をまとめさせていただきました。このふっさつ子未来会議における提言を具現化し、「学力のさらなる向上」、「不登校の改善」、「福生市の特長を生かした英語教育」を後押しし、魅力ある学校づくりを推進することを目的とし、本計画が作成されております。

3ページをお願いします。（1）「学力のさらなる向上」では東京都の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」で、児童・生徒や教員の一生懸命な努力により学力の向上に効果が出始めているものの東京都の平均には届いていない状況です。「学力のさらなる向上」を目指すには家庭学習の充実、習熟度に合わせた個別学習、個別指導、児童・生徒の学習意欲、理解度を向上させるための授業支援が必要です。

6ページをお願いします。（2）の「不登校の改善」では本市の不登校出現率は非常に高く課題であります。不登校のきっかけとして「友人との関係 45%」に続いて、「勉強がわからない 28%」が2番目の理由となっており、学業の不振が不登校の大きな要因であることがうかがえます。基礎学力の低さが不登校問題に大きく影響している現状を踏まえ、「福生市立学校の不登校総合対策」と併せて基礎学力の向上を図っていくことが不登校予防と学校復帰を促す施策になると考えられます。不登校児童・生徒がスムーズに復帰できるようタブレットを活用した家庭学習など

ICT機器の活用が期待できます。

次に、8ページをお願いします。（3）「福生市の特長を生かした英語教育」では和と洋が混在する本市の特長を生かし、小学生の段階からコミュニケーション能力を高めていくため、小学校5年、6年生の70時間分の「外国語活動年間指導計画」を策定、その他英語教育担当統括指導主事による英語教育の指導、助言を行い、ALTの中学校常駐化などさまざまな施策を実施しています。さらに、「英検福生モデル」として小学校6年生までに英検5級、中学校3年生までに3級を取得、オリンピック、パラリンピック教育の一環として外国人とのコミュニケーション実践を推進する予定です。英語教育におけるICT機器の活用に関しては、書画カメラと英語教材を搭載した教科指導用パソコンが現時点では小学校、中学校とも整備が整い、操作も容易なことから書画カメラと教科指導用パソコンを組み合わせた施策がICT推進の導入当初は最も即効性があり、実現性が高く活用効果が大きいと考えています。また、英語教科指導用パソコンは機動性を考慮するとタブレットがより効果が増大すると考えられております。

10ページをお願いします。図表7では学習支援に対するICT機器の活用を示しております。通常授業、一斉学習、共同学習の場面では興味を喚起し、魅力ある授業を展開、学習意欲を向上させるためには思考力、判断力、表現力の育成をする場面では書画カメラ、電子黒板、教科指導用パソコンのICT機器の活用が効果的であると考えています。

一方、朝学習や個別学習、家庭学習といった反復学習、習熟度別学習を行う場面ではタブレットによるデジタル教材を活用した学習が学力の向上にさらなる向上と不登校対策などに効果があると考えられております。

次に、第2章「福生市が目指す学校ICTとその現状」では目的を達成するための施策を示しています。1度に児童・生徒のタブレット、教科指導用のパソコンを導入することは困難であるため、既存の設備、機器を有効に活用しながら段階的に導入を検討していきたいと考えています。書画カメラは現在、小・中学校ともに学級当たりほぼ1台整備され、機器操作が容易なためトラブルも少なく、また、稼働率が高いため、既存の機器を有効活用したいと考えています。また、教科指導用パソコンと書画カメラとの連動を図るため、授業支援システムを導入していきます。

14ページをお願いします。②、③では、家庭学習の促進、効果的な授業支援を考慮したPC教室のPC更新、それから環境整備についてを示してございます。平成29年度に小学校パソコン教室にキーボード脱着式ノート

パソコンを導入いたします。キーボード脱着式ノートパソコンを導入することで、パソコン教室、普通教室、特別教室、持ち帰り学習など幅広い活用が可能となり、当面は持ち帰り学習、家庭学習としても活用できます。平成30年度に小学校を優先してタブレットの導入を目標としています。中学校では平成31年度からパソコン教室にキーボード脱着式ノートパソコンを導入いたします。持ち帰り学習、家庭学習としても活用いたします。そして、平成32年度に中学校にタブレットの導入を検討しております。

15ページをお願いします。④の「効果的な授業支援を実現するための環境整備」では、小学校の教員に平成30年度、中学校の教員に平成32年度に教科用指導用パソコンとしてタブレットの導入を検討しております。また、タブレット、書画カメラ、教科指導パソコンの導入だけではなく、情報の共有化のため校務システムのセンターサーバー化、教材コンテンツや指導案の共有のための学習支援サーバー、これらをつなぐネットワークなども併せて検討し、導入していく必要があると考えています。

ページを戻っていただき、13ページをお願いします。図表の8にもありますように、学校内のネットワークの構築についてです。小学校、中学校において普通教室、特別教室、体育館、校庭などの学校内でタブレットをパソコン教室以外に持ち運ぶことを想定し、校内LAN、Wi-Fi等を含む設備を構築したいと考えています。校務支援システム、学習支援システムのセンターサーバーの構築、現状学校ごとに設置している校務支援システムを一元管理するためのセンターサーバー型校務支援システムと教材コンテンツや学習システム、教員間の情報連携のための学習サーバーの設置、学校間と教育委員会とのネットワークの構築についても計画に示しています。

17ページをお願いいたします。（2）の主要な施策に寄与するための学校ICTでは主要な施策を補助する施策として教員、児童・生徒がICT機器を安心して有効活用していただくための施策として、教員への支援では従来からのICT支援員による各機器の活用方法や搭載される教材コンテンツの活用などの指導を継続して支援していきます。また、各学校で「情報化推進リーダー」を育成し、ICTを使っていかに効果的な事業ができるか、などの授業設計に関して、他の教員に支援する仕組みを構築します。

2番目に「情報モラル教育」です。児童・生徒にタブレットを携帯させることを想定し、情報モラル教育のさらなる徹底を行い、ICT機器を使

う場面とその中で生じるリスクを想定して、特に個人情報の取り扱い、タブレットの取り扱いに関する情報モラル教育を重点的に行っていきたいと考えております。

21ページの第3章、「福生市立学校ＩＣＴ推進計画の実現に向けて」は、「学校ＩＣＴ環境整備計画」について、そして24ページに「ＩＣＴ活用支援」について、26ページには「福生市立学校ＩＣＴ推進計画実行体制」について、27ページには「福生市立学校ＩＣＴ推進計画策定の体制」についてを示しています。そして、28ページ、29ページからは、資料編となっておりまして、管理職を含む全ての教員に行ったアンケート結果を明示しています。

最後に、今後のスケジュールですが、本日の定例会で付議をさせていただき御意見を賜り、3月7日の序議、そして3月11日の総務文教委員会、そして3月29日の最終日の全員協議会で付議させていただきたいと考えております。

以上、雑駁ではございますが、福生市立学校ＩＣＴ推進計画の策定についての説明とさせていただきます。

教 育 長　　内容説明は終わりました。何か御質疑等ございましたらお願ひいたします。膨大な量ですが非常に重要な計画であるという認識をしております。21ページをご覧いただきますとまとめて今後の実現に向けてのスケジュールを載せています。本年度の27年度の予算計上をして、この計画をつくるということで予算をいただいて進めておりまして、民間の業者等からも御支援をいただいて、このような策定を進めてきたということでございます。

本来であれば、もう少し時間をとってご説明をしたいと考えていたのですが、今後のスケジュール等は先ほど申し上げましたようなところで、ぜひ今後、財源等がやはり気になるところでもございますが、順次この計画の実行へ向けて、波に乗っていくようにと考えています。事務局としても、やはり財政調整が大変であると考えておりますし、推進するためにも教育委員の皆様の御理解と御支援と、議会の方からもぜひ御理解をいただいて、福生市の子どもたちがこの時代の波にきちんとついていけるようにしていきたいということで本日提案をさせていただいているところでございます。

内容が膨大で、非常に気になる文言だとかはまだまだあるわけでございますが、とりあえず全体的なところでいかがでしょうか。

平 野 委 員　　子どもたちの将来を見据えて、この情報器機を正しく使いこなす力をつ

けなければいけないというのは本当に私たちも強く感じているところで、それをこんなふうに学習に生かすというのはすごくすばらしいことだと思って、この計画書を見せていただきました。近い将来、ごく近い将来にデジタル教科書の開発、普及が進んでいくというような話を聞いたことがあります。それにつなげていける本市の計画であればもっといいのかなと思います。あと電子黒板についてですが、デジタル教科書となったら、やはり電子黒板の使用ということも出てくるのではないかと伺いましたら、本市ではとりあえず既存の機器を有効的に使っていくということでした。それについては理解いたしましたけれども、少し長い目で見て、電子黒板についてもこの計画の中に載せられるかどうかというところはいかがでしょうか。

教 育 長 そのデジタル教科書について等は委員会の中で、そういう意見は出ていますか。

教育支援課長 この計画自体が平成28年度から32年度にわたる5年間の計画で主にタブレットを活用することが、主となって検討されてきていました、一部ではそういう話は出ておるのですが、今回のこの計画ではタブレットをメインにした学習支援ということを併せて個別指導や家庭学習を充実させることがメインで話し合われておりまして、そのことがこの計画の中には盛り込まれているということで、今後そういった視点も検討していくかないといけないと思っています。

教 育 長 各地域でこのICTについては、さまざまな差があるのかなという気はいたしますけれども、遅れないようにやっていかなければいけないと思っています。この計画については、その時代の流れとともにやっぱり修正をかけていかなければいけないだろうと思っていますので、その都度この計画を軸としてやはり修正なりしていきながら対応していくことになるだろうと思っています。

徳 永 委 員 インフラ整備の現状、それからこの資料をざっと見た感じで、管理職と一般教員との意識のズレというのが少し気になりました。インフラの整備面、それから教員の意識や教育のなされ方といった点で、福生市は今東京都の中でどのあたりの位置にいるのですか。

渡 辺 委 員 もう1点いいですか。

教 育 長 はい、どうぞ渡辺委員。

渡 辺 委 員 今おっしゃるとおりなのですけれども、それと現状の先生方がどれだけできるか、できる先生もいれば、できない先生もいると思うのですが、

どうですか。

参事 兼 教育指導課長

ありがとうございます。教育の内容のことも含めております。まず、委員から一連の今のお話の中で、まだ整理ができていないところもあるのですが、いわゆるICT機器を使ってどのような教育を行うかという計画とともに、ICT機器をどのように整備していくかという二面があると思うのです。東京都の中でICT機器を活用、例えばタブレットを全ての教員と全ての児童にもう既に渡して始めている区と市がございます。近隣では立川市ですし、区部では荒川区がございます。そういう機器がまず入っているところについては、その機器をどのように使っていくかという教育の中身について研修とか、先生たちが使いこなすということがまずございますが、私どもの市の場合は、現状は、校内LAN、Wi-Fi等をずっと教育総務課がなんとか入れようというふうに担当者が努力してきたような経緯があるのですが、それをどのような理念で本当に入れなければいけないのか、あるいは、それが入ったことによってどのような端末等を整備していくのかというような理念のことについてなかなか御理解に至るところまでいかずに、予算がつくという形にはこれまでならなかった経緯がございます。今回、この計画ができたことによって、まず現状のものを使ってICT教育にまつわるものをしてしっかりと整理していく、例えば書画カメラというものが盛んに今言われていますが、書画カメラというとオーバーヘッドカメラです。ビデオ、動画ヘッドカメラで、これは十五、六年前からもう一般的な機械でございまして、それを本市の場合は数年前に入れて、かなり活用が進んできているのですが、そういうのもICTと捉えています。ただ、実際問題として、Wi-Fi等もまだ整備ができていないところですので、そういう今あるものを何とか使いながら活用してもらいながら、なおかつその活用の先にあるタブレットであるとか、あるいは電子黒板であるとか、そういう機器のほうを計画的に据えていくというか、整備していくそのための理念計画だというふうに私ども捉えています。これが成立した後は、ここにもございますが28年度中に、予算の財政面のこととか、あるいは本当にこの計画が実現可能なものなのかということも含めて今度は事務局と財政当局との間で折衝というか、調整をしていかなければいけないと思っています。

管理職と教員との差がやっぱり激しいというのは、先生方、現場で今ICT機器が全くほぼない状況の中で紙ベースの指導を、あるいはスクリー

ンにより必要な指導ももちろんしてくださっているのですけれども、そういったところで教職員が頑張っていて、管理職等は私どもがこういったお話を等もふだん校長会で投げかけているので、課題意識がやはりあるのです。そうすると、現場の先生方の意識と管理職、学校を引っ張っている職員との差があるのは、これはまず私どもはしかたがないことだというふうに思っておりまして、そのギャップを、こういった計画書を全校に示すことで埋めていって、管理職と教職員が一丸となってＩＣＴ教育のあり方を追求していけばいいと思っております。

教 育 長 野崎課長、現状において、福生市の整備状況というか、このＩＣＴについて徳永委員が御質問なさった点については答えられますか。他市の進捗状況というか、今立川と、それから荒川区の例が出たけれどもいかがですか。

教育支援課長 まずもって、この計画を持っている自治体 자체がまず多くはないのかなというふうに思っておりまして、そちらについては、また資料をそろえて別途回答させていただきたいというふうに思ってございます。

教 育 長 恐らくＩＣＴ設備計画に基づいてそれぞれ自治体が導入をしているのだろうと思います。東京都の教職員の人事異動で他地区から来る教員たちは東京都全体を異動していますので、よく話に聞くのは前任地区ではこういうのがあったのだけれども、福生市ではないとか、私も学校訪問の際に教員から生の声を聞くことはございます。こういう計画がないことには、私どもは必要性を感じていても、なかなかやはりそれが実施につながっていないかということがございますので、こういう計画をまずつくって、その上でさまざまな対応を柔軟にしていくことは必要になってくるだろうと考えています。管理職よりも教員のほうが、むしろ実際に使っている頻度だとか、内容的にも習熟しているのかなと思っています。やはりそういうものを推進できるコントロールタワーがきちんと行政機関にあったり、あるいは具体的に機器の補助ができる、サポートできる支援員といいますか、専門的なスタッフを臨時的でも雇用したり、そういうことも当然必要になってくるのかなと思います。人的な支援もセットかなというところでは、今後考えていかなければいけないと思います。まずは、この計画をつくって、これに基づいてさまざま御意見を伺いながら、実情を判断しながら進めていくことになるだろうと考えております。

いかがでございましょうか。

- 渡辺委員 実施計画を策定するためなのですね。
- 教育支援課長 今後、実施計画や予算要求するための裏づけ資料として、この計画がないと当然企画担当も、それから財政担当もなかなか同じテーブルに立って、同じような話し合いをしていただけないということから、まずはこの計画を策定して、この計画に基き、一步一步推進していきたいと考え、計画を策定させていただきました。
- 坂本委員 学校の情報化を推進するのは、もう当然のことだと思うのですけれども、ハード面だけ書いてもだめだと思います。財政当局を説得させるためには、なぜ必要なのか、例えばちょうど32年度、2020年度の新しい学習指導要領では今度アクティブラーニングということがかなり強調されているわけです。そのときにタブレットPCというのはどれだけ有効活用されるのか、今話題にさんざん出ているわけですから、そういうこととセットにして初めて説得できる資料になると思います。だから、各地区での導入状況であるとか、整備状況というのは、文科省の情報教育の実態調査の中でデータは出ませんか。都道府県のは出ていると思うのですけれども、市長村単位のデータがとれるかどうか確認してもらえますか。そうすると、福生市の状況もわかるのではないかと思うのです。21ページのところにありますICTの整備計画には、ハード面のことしか書いていないので、徳永委員等が心配された教員の意識づけについてが出ていないのです。ですから、計画の中にもここにあるハード面の計画でだけではなくて、ソフト面の計画みたいなものを併せて入れておいていただけるといいと思います。それよりこの計画見ると、こういうような計画をつくって、来年度ほとんど検討することになっていますよね。ですから、まだまだ1年かけてこの中身は詰めていくのではないかと思うのですけれども、そのときには今言ったようなところを細かく入れてほしいと思います。やはりかなり丁寧に実態調査していただいて、その中で教員の意識の問題はかなり現状では課題としてあるというのが出ているですから、それに触れないで、ハードの計画だけをつけても現実味に欠ける企画になるような気がします。あと、皆様の心配は払拭されない気がします。計画自体は早めに進めていただいたほうがいいかもしれません。
- 教育長 はい、よろしいですか。今貴重な御意見がありましたけれども、またぜひ文科省のICT推進計画の状況も各学校に調査をかけていますので、その集計結果をぜひお出ししたいと考えています。福生市がどういうレ

ベルで今遅れているのかというか、その辺をぜひお願ひしたいと思います。

平野委員 今おっしゃった先生方の意識なのですけれども、11ページのほうに各学校で情報化推進リーダーを育成し、というふうに書いてあります、これは、リーダーを育成されるということですが、いろんなことを進めるときにも、リーダーという役割の先生方がたくさんいらっしゃいます。ですから、このリーダーは名前だけではなくて、本当に実践して先生方が取り組んでいただけるような、そういうリーダーになっていただきたいと希望しております。

教育長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

坂本委員 今五小等でやっていることと、こちらとは何かリンクすることになるのでしょうか。

参考兼教育指導課長 お答えします。福生第五小学校を初め、今日も福生第三小学校でタブレットを使った授業の公開を行いますが、リンクするというか、それをこちらに取り組むことを考えております。先ほどの答弁を訂正させていただきたいのですが、あともう一市申し上げます。私、立川市のみ申し上げたのですが、この近くだと日野市がもう随分早くからＩＣＴを取り組んでおりまして、充実度で言えば日野市がとにかく最先端のところです。失礼いたしました。

坂本委員 先進的にやっている日野市だとか、それから立川市の学校の先生方の使い勝手の意見を聞いておいてもらえますか。入れたはいいけれども、使いこなせないとか、また使いにくさが出てくるとか、何かきっとそういう実際の現場での声はあるのだとは思うのです。報告書では出てこない部分があると思いますので、後発で導入すると、そういうものを参考にするという意義がありますから、それは参考にしていただきたいと思います。それから、機種選定はできるだけ遅らせてほしいと思います。

教育長 先進市の成果と課題をきちんと生かして、本市においてまた進めていくということが大事なところだと思いますので。先日、五小の公開授業には日野市にお越しいただきまして、日野市は教育委員会の中にＩＣＴ推進室という学校教育の推進室を持っておりまして大変に力を入れて進んでいるところでございます。ぜひまた情報等の御紹介をお願い申し上げたいと思います。

よろしいでしょうか。さまざまな情報がありますけれども、またまとめまして事務局のほうで報告をと思っております。これにつきましては、ま

たその都度進化をしていくということで御確認をいただいた上でお諮りを申し上げます。議案第15号は原案のとおり決するということでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 よって、議案第15号は原案のとおり可決することいたします。
続きまして、日程第15、議案第16号、第2期福生市生涯学習推進計画（修正後期）（平成28年度～32年度）の策定についてを議題といたします。部長より内容の説明をお願いします。

それでは、日程第15、議案第16号、第2期福生市生涯学習推進計画（修正後期）（平成28年度～32年度）の策定についての提案理由並びに内容につきまして御説明をいたします。

提案理由でございますけれども、福生市における生涯学習施策について総合的に推進するために策定した第2期福生市生涯学習推進計画について、後期5年間の計画として改定いたいため本議案を提出するものでございます。

それでは、内容につきまして御説明をさせていただきます。別冊となつております議案第16号資料をご覧いただきたいと思います。その2ページの3、計画期間のところでございますけれども、平成23年の3月に策定をいたしました第2期福生市生涯学習推進計画がございますが、全体の計画期間は10年間でございますけれども、その修正後期計画が本計画となります。修正後期の計画期間は平成28年度から32年度の5年間でございまして、いわゆる前期の計画の見直しを図ったものでございます。基本的な計画の骨子につきましては、前期計画を踏襲しておりますが、かつ平成27年5月に策定しました福生市教育大綱に基づきまして、また平成27年6月に策定されました教育振興基本計画修正後期との整合性を図り、平成28年度から5年間の生涯学習の推進に向けた方向性を示す計画となっております。

計画の要点を御説明いたします。6ページをご覧いただきたいと思います。計画の全体像、構成をここに記載してございます。まず、目指すべき生涯学習社会として、5つの方向性を示しております。この方向性を持って希望に満ちた明るいひとづくりを推進目標とし、施策の展開と推進方向を目指す分野別に記載しております。この分野ごとの計画につきましては、前期計画では9分野でございましたけれども、修正後期計画では内容の見直しをいたしまして8分野としております。前期計画の第2分野にございました新たな学社の連携・融合の促進を第1分野の学校・家庭・地域の連

携による生涯学習の基礎づくりに統合し、よりわかりやすく体系的な分野別計画としております。

次に、7ページからになりますが、生涯学習をめぐる動向でございますが、この計画が策定されました23年3月以降の国と都の生涯学習に関する動向をまとめしております。福生市の取組につきましては、福生市教育大綱の策定、福生市教育振興基本計画修正後期の策定、それからふっさつ子未来会議の提言などでございます。

そして27ページからになりますけれども、こちらのほうに具体的な施策の展開と推進方法を示してございます。各施策の内容につきましては、担当課で調査を実施いたしまして、その内容を集約したものでございます。同時に内容の見直しも行いまして、全部で244事業を掲載してございます。この修正後期の計画につきましては、教育委員の皆様にいろいろ助言、御意見をいただきましてまことにありがとうございました。適宜に修正を加えてございます。また、社会教育委員の方々からも御意見を頂戴し、ここに配付をさせていただいております。そして、この資料に添付してございます議案16号資料2がございますけれども、パブリックコメントを実施いたしまして、議員の方、それから市民の方から御意見をいただいております。市民意見が1名の方、議員意見につきましては2名の方から御意見を頂戴いたしまして、市の考え方をこちらに示してございます。また、議員意見のうち、数字の修正、あるいは言葉の修正の御指摘ございまして、修正をしたところでございます。

今後は本計画に基づきまして、推進目標でございます、希望に満ちた明るいひとづくりを進め、家庭、地域、学校等の関係各機関と連携を図りまして、さらなる生涯学習の推進に取り組んでまいりたいと思っております。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。何か質疑等ございましたらお願ひします。

徳 永 委 員 このままでいいではないですか。

教 育 長 さまざまに御指導いただきましてありがとうございました。

それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決することいたします。

会議が長引いておりまして、休憩動議が出ておりますので、暫時休憩をいたします。

(休 憩)

(再 開)

教 育 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの教育振興基本計画修正後期のところで発言訂正がありますので、お願いをいたします。

公 民 館 長 実施計画の40ページをお開きいただきたいと思います。先ほど御指摘いただきました茶室福庵の稼働率についての目標値でございます。28年度目標値65%とさせていただきました。この点については、先ほど申し上げたとおりなのですが、あくまでも率ということで考えれば休館日数は分母から引かれるので、目標値としましては67%と、上を目指していきたいと思っておりますので、そこを修正をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

教 育 長 先ほど委員から御指摘がありましたところを修正いたしますということでございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 では、そのように修正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、日程第16、議案第17号、第三次福生市子ども読書活動推進計画（平成28年度～32年度）の策定についてを議題といたします。図書館長より内容の説明をお願いします。

図 書 館 長 それでは、日程第16、議案第17号、第三次福生市子ども読書活動推進計画（平成28年度～32年度）の策定について、その提案理由並びに内容について御説明いたします。

資料は、計画書本体と別冊のアンケート修正結果の2冊となっております。まず提案理由でございますが、国の子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定いたしました第二次福生市子ども読書活動推進計画の計画期間が平成27年度で終了するのに伴いまして、第三次計画を策定する必要があるため本議案を提出させていただきます。なお、本計画の策定に当たりましては、国及び東京都の子ども読書活動推進の動きを踏まえ、府内の関係する8課で策定委員会及び作業部会を設置し、第二次計画への取組

の現状と課題を精査し、新たな事業への取組を踏まえ、平成28年度から32年度までの5年間の第三次福生市子ども読書活動推進計画を策定したところでございます。

内容でございますが、本文のほうは5章で構成されておりまして、まず1ページからの第1章につきましては、子ども読書活動の国の動き、また都の動き、市での取り組みを記載させていただいております。

続きまして、3ページの第2章では策定に当たっての基本的な考え方といたしまして、その計画の性格、目標、期間、対象を記載しております。計画の目標につきましては、1点目の家庭、地域、学校、図書館等における読書環境を、第二次計画は整備となっていましたが、こちらを充実に変更し、さらに読書活動の充実に取り組む予定でございます。

4ページからの第3章では第二次計画の主な成果と課題といたしまして、学校図書館の整備、赤ちゃんはじめての絵本事業などの成果と策定委員会での検討結果や、第三次計画策定に向けてのアンケート調査などから、15ページの6、今後の課題といたしまして、乳幼児を対象とした課題などを記載しております。詳細なアンケート結果につきましては、別冊にまとめさせていただいております。

続きまして、17ページの第4章では家庭と地域の役割ということで、家庭、地域での取組を記載させていただいております。

次に、19ページからの第5章、こちらのほうで推進のための取組といたしまして、読書活動に直接かかわる推進策を実施する部署で効果的に実施するため、「乳幼児（未就学児）」、「小・中学生」など発達段階別に対象とした項目、そして「特別な支援を必要とする子ども」、「人材育成」、「情報発信と啓発活動」の6項目に分けて、84の推進事業を計画いたしております。なお、第二次計画から継続している事業で廃止した事業は特にございません。また、新規事業といたしまして、乳幼児タイムの設定など6事業で19ページの推進取組体系図に星印をつけてわかるようにしております。事前に素案等提案させていただく中で、いろいろ御意見をいただいた内容を反映した形で作成しております。文言等若干の修正も加えさせていただいております。

今後ですが、本計画に基づき子どもの読書環境の充実を図るため、家庭、地域、学校等各関係機関との連携を図り、さらなる子ども読書活動の推進に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定い

ただきますようよろしくお願ひいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願ひいたします。

徳 永 委 員 基本的にいいのですけれども、今後にわたることなので希望として発言だけさせていただきたいと思います。4ページにまとめていただいてありますが、学校図書館に司書を配置して云々ということで、これは大きな前進としてありました。ですが、先日たまたま市町村教育委員会連合会の研修会に行って荒川区の例を講師からいろいろ伺ってきたのですが、荒川区の場合には学校司書は2名体制、全て正規職員でということが紹介されておりました。

平 野 委 員 1校につき2名ですか。

徳 永 委 員 はい、1校につき2人体制ということです。1校につき2人ということが紹介されていましたけれども、ぜひ将来、方向として現在のように1人が2校見るというのではなくて、本当に1校に2名体制を目指してということを希望として申し上げておきたいと思います。

図 書 館 長 貴重な御意見ありがとうございます。40ページの人才育成のための取組というところがございます。こちらの5-3に学校司書配置事業というのがございまして、その取組方向のところに、学校での支援が限られてしまうというところで、目標といたしましては、1人の配置を目指すという方向は、この計画の中でうたっております。

以上でございます。

教 育 長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。この案件もいろいろ御指導をいただきしております、委員各位にはありがたく議案を反映させていただいております。

よろしいでしょうか。それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第17、議案第18号、平成27年度福生市教育委員会表彰者の決定についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、日程第17、議案第18号、平成27年度福生市教育委員会表彰の決定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の183ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市教育委員会表彰規程に基づき、平成27年度福生市教育委員会表彰者を決定したいため、本議案を提出するものでございます。

恐れ入ります。議案書185ページをお願いいたします。福生市表彰候補者の推薦が2月12日にございまして、既に推薦期間は過ぎておりましたが、推薦書を受理し、持ち回りでの表彰審査会を行いました。185ページに記載の方でございますが、表彰区分は児童・生徒の表彰で、表彰基準は学校教育に係るクラブ活動、部活動等の対外活動、コンクール等において著しい成果を上げたもので、公的機関が主催する全国規模、または関東規模の大会等に出場した者となります。福生第二小学校4年生の金子和愛さんでごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター、標語コンテストの標語の小学校高学年の部で6,463点の中から最優秀賞を1人、優秀賞を2人と入賞者が12人という中で入賞をしております。

下の表でございますが、この方を加えますと、表彰対象者の内訳は児童及び生徒の表彰は個人23人、団体2団体、学校教職員の表彰は個人2人、個人及び団体の表彰では個人1人、団体が5団体となります。御審議を賜りまして、この方の表彰の決定について御決定くださいますようお願いいたします。

教 育 長 内容の説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。被表彰候補者追加でございますが、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決することいたします。

次に、日程第18、議案第19号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第18、議案第19号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について、提案理由並びに内容の御説明をさせていただきます。

議案書は187ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により平成28年度からの教育委員会事務局及び学校、その他の教育機関職員の課長

補佐以下の職員の任免、その他進退を行うことについてあらかじめ教育委員会の指示を受けたいため承認を求めるものでございます。

資料は特にはございませんが、内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では職員の任免に当たっては、教育委員会の権限で行うこととなっております。管理職につきましては、教育委員会に一人一人提案をさせていただいておりますが、管理職以外の職員についても同様に提案しなければならないところでございますが、その都度臨時で教育委員会にお諮りをしなければならない事態が生じますことから、管理職以外の職員につきましては、教育長が臨時代理として調整等を行い、その後の教育委員会で御報告をさせていただくということをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして御承認くださいますようお願い申し上げます。

教育長 内容の説明は終わりました。質疑がありましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第19号は教育長が臨時代理を行うことに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第19号は教育長が臨時代理を行うことを可決することといたします。

次に、日程第19、日程第20、福生市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく不服申立てに係る審査、答申に基づく決定についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第19、議案第20号、福生市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく不服申立てに係る審査（答申）に基づく決定について、提案並びに内容を御説明いたします。

資料は189ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく不服申立てに係る審査の答申に基づき決定をしたいため、本議案を提出するものでございます。これは、12月16日開催の教育委員会の議案第72号で情報公開審査会の諮問について御決定をいただきましたが、2月17日付で答申がございましたので、その答申を受け、教育委員会として決定をさせていただきたいものでございます。

議案第20号資料をご覧いただきたいと思います。2枚目以降が答申書の

写しとなります。そちらの答申書の写しの1、審査会の結論をご覧いただきたいと存じます。福生市教育委員会が諮問した「福生市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく不服申立てに係る審査について」について、一部公開決定としたことは妥当であるとの結論でございました。答申の2として異議申立ての経緯、3として異議申立ての内容、4が異議申立てに対する教育委員会の弁明書の内容、5は審査会の判断、6は教育委員会に対する審査会の提言が記載されております。

なお、12月22日開催の1回目の情報公開審査会で不服申立てに関する教育委員会の弁明を提出しました。その後、教育委員会から不服申立者に、諮問をした旨を通知し、また審査会会長名で意見を述べる機会があることや、意見書等の提出について通知をしておりましたが、期限の1月18日までに連絡はなかったため、2月4日に第2回の審査会で審査が行われ、2月17日にこの答申を受けたところでございます。今後不服申立者に対し、答申に沿い、教育委員会としての決定の通知を行うこととなります。決定の内容につきましては資料のとおりとなります。まず「異議申立人が平成27年11月5日付で提起した平成27年9月29日前後に貴殿に送達された福生市立福生第二小学校における『いじめ』の発生及び学校の対応について」の文書を一部公開にしたことについての異議申立てに対して次のとおり決定する」とし、主文は「本件異議申立てを棄却する。」理由は、「福生市教育委員会は、平成27年11月5日付けで福生市情報公開条例第18条第1項の規定に基づき、本件処分の取消し及び当該文書の公開を求める異議申立書を受理した。それを受け、平成27年12月22日付けで条例第18条第1項の規定に基づき、福生市情報公開審査会に諮問をし、平成28年2月17日付けで審査会より別紙写しのとおり答申を受理したものである。福生市教育委員会は一部公開とした決定は、審査会の答申にもあるように条例の解釈及び運用を誤ったものではなく、よって、取り消す必要がないと判断し、主文のとおり決定する。」としております。

説明は以上でございます。御審議を賜り原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教育長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
情報公開審査会からの答申を受理してこのような内容となっております。よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第20、報告第3号、平成28年度福生市学校給食会計予算についてを議題といたします。学校給食課長より内容の説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、日程第20、報告第3号、平成28年度福生市学校給食会計予算について御説明申し上げます。

議案書は193ページでございます。平成28年度福生市学校給食会計予算及び福生市中学校ミルク給食会計予算につきましては、平成28年2月10日に開催されました福生市学校給食センター運営審議会において承認をいただいております。

195ページをお願いいたします。こちら学校給食会計の収入の部でございます。科目、児童給食費は、1億1,059万8,000円で、前年度対比241万4,000円、率で2.14%の減となっております。これは、児童数を2,473人と前年対比40人の減少を見込んだことによるものでございます。

次に、科目、教職員給食費は1,237万5,000円で、前年度と同額で変更はございません。

次に、科目、過年度分給食費の予算額は70万円で、前年度対比10万円の増額でございます。これは、平成26年度決算と平成27年度決算見込みを勘案し、また収納率の目標を50%と見込んだことによるものでございます。

次に、科目、補助金は68万4,000円で、前年度対比6,000円の増額でございます。これは、児童の牛乳代に対し3%分を補助しようとするもので、増額の理由は牛乳単価の上昇によるものでございます。

次に、科目、雑収入は10万円で前年度と同額で変更はございません。

次に、科目、繰越金は1,720万円で、前年度対比520万円の増額でございます。これは、平成27年度徴収分については、決算において収入支出の均衡が図られる見込みでございますことから、平成26年度決算の繰越金額を計上したものでございます。

以上、収入の部の予算額合計は1億4,165万7,000円で、前年度対比289万2,000円の増額、率で2.08%の増となっております。

続きまして、支出の部をご覧ください。科目、食材料費は1億2,365万

7,000円で、前年度対比240万8,000円、率で1.91%の減でございます。これは、児童数の減少を見込んだものでございます。

次に、科目、還付金113万円で、前年度と同額で変更はございません。

次に、科目、予備費1,687万円で前年度対比520万円、率で45.81%の増でございます。これは、食材費の高騰などに備えて予備費として計上いたしたものでございます。支出の部の合計は、1億4,165万7,000円で、前年度対比289万2,000円の増額、率で2.08%の増となっております。

恐れ入りますが、196ページをお願いいたします。引き続きまして、平成28年度福生市中学校ミルク給食会計予算について説明申し上げます。

収入の部、科目、生徒給食費は647万2,000円、前年度対比4万8,000円、率で0.74%の減でございます。これは、牛乳飲用生徒数を815人、前年度対比6人の減少を見込んだものでございます。飲用率につきましては、1年生を100%、2年生、3年生につきましては50%を見込んでおります。

次に、科目、教職員給食費は24万9,000円で、前年度と同額でございます。

次に、科目、補助金18万5,000円につきましても、前年度と同額でございます。

次の科目、雑収入及び繰越金につきましては、各1,000円で科目存置でございます。

以上、収入の部、予算額の合計、690万8,000円で前年度対比4万8,000円の減額、率で0.69%の減となっております。

続きまして、支出の部をお願いいたします。科目、牛乳費は687万2,000円で前年度対比5万5,000円、率で0.79%の減となっております。これは、収入の部で説明しましたとおり、飲用生徒数の減少を見込んだためでございます。

次に、科目、還付金は3万4,000円で、前年度対比7,000円、率で28.92%の増となっております。理由につきましては、牛乳単価の増と、これに伴う実施回数の調整によるものでございます。

次に、科目、予備費の予算額2,000円でございます。前年度と同額でございまして、内容は財源調整でございます。

以上、支出予算額合計690万8,000円で、前年度対比4万8,000円の減額、率で0.69%の減となっております。

以上で説明とさせていただきます。

教 育 長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第3号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、報告第3号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第21、報告第4号、教育委員会感謝状の贈呈についてを議題といたします。教育部長より内容の説明をお願いいたします。

それでは、報告第4号、教育委員会感謝状の贈呈について御説明申し上げます。

ページは197ページになります。福生市教育委員会感謝状贈呈基準に基づきまして、ふっさっ子の広場におきまして長年ボランティアとして支援をいただいております市民等に感謝の意を表すため、教育委員会感謝状を贈呈するものでございまして、2月15日付にて贈呈ということで、準備を進めておりますので、それにつきまして御報告をいたします。

次のページからになりますけれども、今回の感謝状の贈呈者のリストとなります。個人が32名、団体が1団体でございまして、いずれも5年以上、ふっさっ子の広場にボランティアとして活動をしていただける方々に対しての感謝状贈呈ということになります。なお、2月15日付での表彰となりますけれども、皆様それぞれ月に1回、2回ふっさっ子の広場にいらっしゃる方もございまして、広場を通じて、その方がいらしていただいたときに感謝状をお渡ししたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

お諮りいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、報告第4号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第22、協議事項1、平成28年度福生市教育委員会の基本的な考え方についてを議題といたします。教育総務課長、内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第22、協議事項1、平成28年度福生市教育委員会の基本的な考え方

について、提案理由並びに内容につきまして御説明させていただきます。議案書の203ページをお願いいたします。

提案理由ですが、平成28年第1回市議会定例会において教育委員会が推進していくところについて述べるに当たり、平成28年度福生市教育委員会の基本的な考え方を定める必要があるため御協議をお願いするものでございます。また、この内容は3月1日の市議会定例会初日の冒頭で市長の施政方針演説に続いて教育長から御発言をいただくものでございます。

内容でございますが、2枚目の2段落目からは基本方針1「子どもたちの『生きる力』の育成」で、知、徳、体の知としての取り組みでは学力ステップアップ推進地域指定事業や英語教育、ふっさっ子スタンダード、福生市立学校の不登校総合対策等の計画等について触れております。

次のページの中ほどの知、徳、体の徳では道徳の教科化、また知、徳、体の体では体力向上策、オリンピック・パラリンピック教育推進指定校での取り組みについて触れております。

次に、3枚目、基本方針2「信頼される学校づくりの推進」ではコミュニティ・スクールの指定、教職員の資質・能力向上の研修、ＩＣＴ推進計画への対応等を記載しております。また、防災食育センター整備と学校給食の受け入れ体制の整備などについて触れております。

下段の基本方針3「生涯学習社会の推進」では第2期生涯学習推進計画修正後期に基づき諸施策を推進していくこと、重要施策として公民館の活用、また地域会館の新扶桑会館整備事業を着手していくこととしております。スポーツ推進の観点からは四五都市連絡協議会スポーツ交流事業や、また3点目として公民館での多文化共生講座等の事業や、日本の伝統文化理解の体験授業、図書館では「福生市立図書館基本計画」、第3次となる子ども読書活動推進計画に基づき取り組んでいくことと、最後に青少年海外派遣事業の中止と見直しを行うことについて触れております。

4枚目の中ほど、基本方針4「地域の教育力の向上」では、ふっさっ子の広場事業と学童クラブとの連携、そして学校や各施設の老朽化、学校の適正規模、適正配置については、検討課題等があること等に触れております。最後のページでは市民の方の表彰や感謝状を贈呈し、敬意を表していきたいことを述べております。このような構成内容とさせていただいております。御協議をいただきまして御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。

徳永委員 気がついたときに電話で済んだことなのですが、2ページ目、真ん中のパラグラフの下から3行目、「子供一人ひとり」というところですが、このときの「子供」という表記と、それ以外の「子ども」、その3行下、これは発言するだけならいいけれども、もし活字で残るとしたら、「子供」を供えるという字を使っている表記と「子ども」の「ども」をひらがなにしている表記が、同じページで交じっています。

それから、もう一ヵ所ですが、209ページに当たりますけれども、これは下から2点目として、先ほど市長が「申されたとおり」というのがあって、申すは謙譲語ですので「話された」になるのでしょうか。

教育長 これは、「述べられた」が適当でしょう。

徳永委員 「述べられた」でしょうね。

教育長 よろしいですか。ありがとうございました。それについては、子どもの「ども」は、一応文章を表記するときはもう「供」と漢字で表記しておりますのでいいかなというふうには思っておりますが。

平野委員 子供の「ども」は平仮名表記ですか。

教育長 これは、どっちでも。私は「ども」と平仮名でいつも書くのですが、東京都の計画と文科省の計画書を見ていますと、やはり「ども」を漢字で書いてあるのが見受けられます。

徳永委員 どっちでもいいのですけれども、統一するといいかと思います。

教育長 統一します。

教育総務課長 あと、市長が述べられたというふうな表現とさせていただきたいと思います。

教育長 以上のように修正をさせていただきます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ないようでしたら質疑を終わりります。

協議事項1は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。よって、協議事項1は原案のとおり決定することいたします。

次に、日程23、協議事項2、平成29年度文教施策と予算に関する要望調査についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 日程第23、協議事項2、平成29年度文教施策と予算に関する要望調査について御説明をさせていただきます。

提案理由ですが、全国市町村教育委員会連合会が関係省庁に陳情する平成29年度文教施策と予算に関する要望の調査回答について協議することでございます。

資料は別資料となります。全国市町村教育委員会連合会会長から各都道府県、市町村教育委員会連合会会長を通して、各市町村の教育委員会に要望調査が来たものでございます。この要望が最終的には全国市町村教育委員会連合会で取りまとめ、理事会、総会を経て、平成28年度に国に対しまして陳情活動を行う予定となっております。教育委員会連合会の要望事項でございますので御協議をいただき、教育委員の皆様の御了解のもと回答したいと考えております。

説明は以上でございます。

- 教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。
- 平 野 委 員 よろしいですか。このようなことで回答する予定です。
- 平 野 委 員 こここの解答欄の○、△、×の記入は事務局で入れていただいたということですか。
- 教育総務課長 事務局のほうにおきまして各関係する所管部署で印を入れてございます。
- 平 野 委 員 以上でございます。
- 平 野 委 員 3ページの7の原子力への理解を深める教育の推進というところなのですから、これは去年もこういう結果でしたでしょうか。
- 参事兼教育指導課長 こちらの7、原子力への理解を深める教育の推進については、重要視することは変わらないのですけれども、この7の(1)です。小学校段階から原子力についての科学的な理解に基づく学習指導要領への位置づけという表記があったのですけれども、現行の学習指導要領を鑑みても、小学校段階から原子力について、ということが、私たち教育指導課としては適さないというふうに考えておりまして、原子力への理解を深める教育を否定することではないのですけれども、案としてはこのようにつけさせていただきました。
- 教 育 長 以上でございます。
- 教 育 長 よろしいですか。
- 平 野 委 員 はい。
- 教 育 長 ほかにございますか。
- 教 育 長 それでは、ないようですので質疑を終わります。
- 平 野 委 員 お諮りをいたします。協議事項2は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。よって、協議事項2は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第24、その他報告事項でございますが、その他報告で委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

長時間に及ぶ審議でございましたが、ありがとうございました。ないようですので、その他報告事項を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして平成28年第2回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後0時15分 閉会